

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2016年9月

## 税関総署が「税関査察条例」の実施弁法を公布

税関総署は、9月26日に『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法』を公布した。同法は2016年11月1日から施行される。同法は税関の新しい査察条例に及ぶ具体的な手続きおよび権利と義務などについて、これを規範化し、企業の自主開示制度、専門機構への委託、査察手続などについて補足規定を追加した。

## 税関総署が「協調制度(2017年版)」を公布

世界税関機構(WCO)が2017年版の「商品の名称及びHSコード協調制度」の修正目録を公布した。これに伴って中国の税関総署は2016年9月1日に中国語の修正目録を公布した。当該「協調制度」は、中国の関連官庁が制定・実施する輸出入税則、貿易管理制度、統計制度ならびにその他の輸出入管理措置の基準目録となる。改訂版は2017年1月1日から正式的に発効する。

## 中国大陸及び台湾の税関が AEO 相互認定試験実施へ

中国税関総署が2016年9月7日に公布した2016年第49号公告により、中国大陸及び台湾(以下「海峡兩岸」)の税関は2016年10月1日から「認定済事業者(AEO: Authorized Economic Operator)」の相互認定を試験的に実施することとなった。相手のAEO認定企業に対し、海峡兩岸の税関は輸入申告の書類審査、貨物検査の軽減、並びに輸入貨物の優先審査など、通関における優遇措置の適用を与える。中国大陸の試験地は南京税関、福州税関、アモイ税関である。なお、台湾の試験地は高雄税関、基隆税関である。

## 一部の輸入情報技術(IT)製品の最恵国税率(MFN 税率)初引下げ

税関総署が2016年9月14日に公布した「一部の輸入情報技術製品の最恵国税率調整に関する通知」(税関総署公告2016年第50号)により、9月15日から一部のIT製品に対する最恵国税率の初引下げを実施する。なお、一部のIT製品のHSコードも変更されたため、引下げ税率の優遇に適應するか否かについて、輸入申告の時に注意しなければならない。

## 原産地管理システムが特殊監督管理エリアに稼働

税関総署が2016年9月26日に公布した2016年第53号公告により、同年10月1日から原産地管理システムが税関の特殊監督管理エリア(保税監督管理場所)で稼働する。同システムによって、輸入業者は原産地証明書の電子データが入力でき、ならびに利用状況が確認できる。なお、同システムを通じて、国内で製品を販売する際に協定税率または特惠税率を適應する企業にとってより便利となる。

## 貿易優遇協定における輸出入貨物に対し、通関申告書の記入を規範化

税関総署が2016年9月20日に公布した「貿易優遇協定における輸出入貨物申告書記入の規範化に関する公告」(税関総署公告2016年第51号)により、2016年10月1日から、貿易優遇協定における輸出入貨物申告書は新しい記入方法が適用される。同時に、通関申告書に付随する証憑欄、並びに「証憑対応関係表」の記入は規範化された。

## 質検総局・税関総署が検査検疫対象となる輸出入商品の目録を共同調整

質検総局及び税関総署が「輸出入検査検疫機構における検査検疫対象輸出入商品目録(2016年)の調整に関する質検総局・税関総署の公告」を公布した。同公告に基づき、2016年9月1日より、玩具、幼児用自転車、チャイルド・シートなどの商品(計15個の税関商品コード)に対する輸出入検査検疫の監督管理要求「B」が取消された。今後、当該商品に対し、輸出入検査検疫機構による輸出入検査検疫は行なわれない。

## 税関総署が「税関輸入貨物滞納金専用伝票」の使用を開始

税関総署 2016年第47号公告により、2016年9月1日から「税関輸入貨物滞納金専用伝票」の使用が開始された。なお、当該伝票は、税関が輸入貨物の受取人に滞納金を徴収する場合のみ使用される。

## 地方税関政策の最新動向

### 南京税関が税関査察業務に民間仲介機構の導入を一層促進

南京税関は、2016年9月13日に「2016年の税関査察業務に協力可能な民間仲介機構の候補リストに関する公告」を公布した。同公告には税関査察業務に協力可能な民間仲介機構の一次候補者リストが列挙されている。これにより、南京税関は税関査察業務に対する民間仲介機構の導入を一層促進させる。

### 浙江省が越境 EC(電子商取引)の監督管理に関する新政策を公布

浙江省商務庁は、浙江省統計局、国税局、国家外貨管理局浙江省支局、杭州税関、寧波税関、浙江省検験検疫局、寧波検験検疫局などの関係官庁と共同で、「浙江省越境 EC 管理暫定弁法」を制定した。同弁法では、越境 EC(電子商取引)の経営主体が業務により異なると明記した。経営主体は、プラットフォームを自有している企業、越境 EC を応用する企業、越境 EC サービスを提供する企業、第三者プラットフォームの4種類に区別されている。その他、登記済越境 EC の経営主体は、政府補助金、税減免、構築模範、税関の優先手続き、申告・検査検疫などの優遇政策を享受することができる。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

## [kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.